

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

お座りください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

決算特別委員会に付託してありました令和2年度決算関係、認定第1号から第7号までの7件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、杉山茂夫決算特別委員会委員長。

決算特別委員長（杉山茂夫君）

おはようございます。

決算特別委員会の審査結果を報告いたします。

今議会定例会において決算特別委員会に付託されました令和2年度決算関係の認定第1号 令和2年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第5号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6号 令和

2年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第7号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを、去る9月7日、8日の2日間、決算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり認定されました。

以上、簡単ではありますが、決算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（川村重光君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより決算関係、認定第1号から認定第7号までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和2年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第5号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第7号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については、それぞれ原案

のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3 報告第5号 令和2年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の1ページになります。

報告第5号 令和2年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づき、別冊のとおり、決算付属書類及び監事の意見をつけて議会に報告するものであります。

別冊の青森県新産業都市建設事業団関係の資料によりご説明申し上げます。

お手元に薄い冊子7冊配付しております。右下に番号を付しておりますが、その中で、No.2とNo.5を使用して説明したいと思います。

まず最初に、特定事業からご説明申し上げます。

別冊のNo.2 青森県新産業都市建設事業団特定事業決算付属書類の1ページをご覧ください。

1、事業の実施状況のうち、当町に関わる（1）金矢工業用地造成事業の令和2年度で実施した概要は、用地の処分はなし、貸付けは株式会社真和ほか1件、工事の状況は環境整備工事1件で、契約高は1,336万5,000円であります。

この結果、事業収益は利息等を含めて612万7,631円となり、これに対して事業費用が1,466万3,000円でしたので、当年度といたしましては853万5,369円の純損失が生じております。

次に、別冊のNo.5 青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算付属書類の1ページをご覧ください。

I、一般管理会計では、最後の行になりますが、以上の結果、歳入歳出差引残額2,769万9,732円を翌年度へ繰越しし、またII、一般事業会計では、最後の行になりますが、以上の結果、歳入歳出差引残額3億5,717万8,926円全額を翌年度へ繰越しするものであります。

以上で報告第5号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第5号 令和2年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを終わります。

次に、日程第4 報告第6号 令和2年度六戸町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の2ページになります。

報告第6号 令和2年度六戸町健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度六戸町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

最初に、一般会計等の赤字の程度を示す実質赤字比率ですが、令和2年度決算において実質赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はなく、実質黒字比率が2.31%となっております。

次に、一般会計と全特別会計を合算して生じた赤字の程度を示す連結実質赤字比率においても実質赤字が生じておりませんので、連結実質赤字比率はなく、連結実質黒字比率が4.61%となっております。

続いて、一般会計等が負担する全会計の1年当たりの元利償還金の割合を示す実質公債費比率は8.6%で、前年度9.1%でしたけれども、前年度数値より0.5ポイント改善されました。

最後に、一般会計等が将来負担する全会計全ての負担額の合算額の割合を示す将来負担比率につきましては、ゼロ以下となりますので、比率としての数値はございません。

いずれの数値も早期健全化基準値を下回っております。

以上で報告第6号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第6号 令和2年度六戸町健全化判断比率の報告についてを終わります。

次に、日程第5 報告第7号 令和2年度六戸町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の3ページをご覧くださいます。

報告第7号 令和2年度六戸町資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度六戸町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

これは、企業会計ごとの事業規模に対する実質赤字の割合を示すもので、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の各会計において資金不足が生じておりませんので、資金不足比率はございません。

以上で報告第7号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第7号 令和2年度六戸町資金不足比率の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第36号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (円子国浩君)

議案第36号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書11ページからになります。併せて、別冊説明補足資料1ページの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、個人番号カードを利用した多機能端末機等による証明書の交付開始に伴い、改正するものであります。

議案書12ページをご覧ください。

今回の改正内容は、印鑑登録をされている方が自ら役場町民課窓口で証明書の交付申請をする際に、印鑑登録証に代えて、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを提示して申請することができるようにするものであります。

改正後は、役場窓口で印鑑登録証明書を交付申請する際は、印鑑登録証または個人番号カードいずれかを提示していただき、手続きができるようになります。

なお、個人番号カードの提示で申請することができる者は、登録者でありますご本人自ら手続きする場合のみとなります。

附則は、施行日を定めるものであります。

以上で議案36号の説明といたします。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

議案第36号についてお尋ねをいたします。

マイナンバーカードを利用して、コンビニ等に設置されている端末機で証明書交付を受けようとする場合、この附則を見れば、10月1日より施行するとあります。この10月1日より端末機による交付を受けることができるのか、再度確認をいたします。

それから、もう一点。同じく戸籍謄本、抄本等も、この10月1日から受けることができるのかお尋ねします。

議 長（川村重光君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

10月1日からの開始に向けまして、今、システムの試験とか証明書の発行テストをしているところをございまして、10月1日が開始の予定でございます。

もう一点の戸籍の謄本と抄本も交付ができるのかということですが、戸籍の謄本、抄本も交付ができるように今現在、進めているところです。

ちなみに、戸籍のほかに、住民票の写し、印鑑登録証明書と戸籍の付票も、証明書が取得できるように今、進めているところです。

以上です。

議 長（川村重光君）

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

大変よく分かりました。

それから、もう一点確認をさせていただきたいと思いますが、12ページのところに「自ら印鑑登録証明書の交付を申請するとき」とあります。これは窓口で申請をする場合に、印鑑

登録証明書を提示して交付を受けているわけではありますが、これはマイナンバーカードを提示しても、本人であれば交付を受けられるという理解でいいのか。

議 長（川村重光君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

窓口でご本人が手続きをした際には、印鑑登録証、あるいはマイナンバーカードいずれかの提示で証明書の発行をすることにしたいと思っておりました。たしか頼むとか委任されている場合には、必ず印鑑登録証が必要になります。

以上です。

1 1 番（山本 実君）

ありがとうございました。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

1 1 番（山本 実君）

はい。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第37号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (円子国浩君)

議案第37号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書13ページからになります。併せて、別冊説明補足資料2ページの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、個人番号カードを利用した多機能端末機等による証明書の交付開始に伴い、改正するものであります。

議案書14ページをご覧ください。

今回の改正内容は、住民票の写しの交付手数料について、現行、世帯の一部の抄本については300円、世帯全の謄本については400円と定めているものを、世帯全部の謄本についても300円とし、改正後は、住民票の写しの交付手数料を謄本、抄本ともに1点300円とする

ものであります。

なお、役場町民課窓口での交付手数料とコンビニ等に設置されている多機能端末機械からの各種証明書の交付を受ける際の手数料は、同額を予定しております。

附則は、施行日を定めるものであります。

以上で議案第37号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いた

しました。

次に、日程第8 議案第38号 町道の路線認定についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第38号 町道の路線認定についてご説明いたします。

提出議案15ページからになります。別紙補足資料3ページからの図面も併せてご覧いただけます。

本案は、法定外道路を町道として整備するために、道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり町道の路線を認定するものであります。

16ページをご覧いただけます。

整理番号428。

路線名、第4 鶴喰線。

起点、六戸町大字柳町字百役73番地2、終点、六戸町大字柳町字百役73番地2。

この路線は、新規認定であります。

以上で議案第38号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 町道の路線認定については原案のとおり可決いたしました。

ここで入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩（午前10時24分）

再開（午前10時25分）

議 長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第9 議案第39号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の17ページからになります。

議案第39号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,538万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億7,563万1,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正について、21ページの第2表地方債補正によるものとしております。その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金の1目衛生費国庫負担金、2節予防接種費負担金、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費国庫負担金1,167万5,000円を計上、中段の2項国庫補助金の4目衛生費国庫補助金、2節予防接種費補助金に新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業補助金105万5,000円を計上するなど、主に事業費との関連においてそれぞれ補正計上いたしました。

下段の16款県支出金、1項県負担金の1目民生費県負担金、更生医療給付費負担金193万円を計上。

4ページになります。

中段の2項県補助金は、3目衛生費県補助金に乳幼児はつらつ育成事業費補助金280万4,000円を計上するなど、主に事業費との関連でそれぞれ補正計上いたしております。

5ページになります。

2段目の19款繰入金、1項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金を5,000万円増額補正。6ページになります。

22款町債は、臨時財政対策債の確定により3,749万円を増額計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、人件費につきましては、人事異動による組替え等の精査を行い、各款項目ごとに補正額を計上しております。

それでは、2款総務費、1項総務管理費からいきます。

1目一般管理費は、会計年度任用職員の人件費について、2節給料から4節共済費でそれぞれ増額計上したほか、次のページにかけましての10節需用費に、公用車の冬タイヤや別館の暖房機器移設など庁舎内修繕料で108万4,000円を追加計上、12節委託料に、地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務ほかで143万円を追加計上しております。

中段の5目財産管理費は、坪毛沢町有地雑木伐採業務ほかで125万円を増額計上、9目町民バス運行費は、10節需用費に消耗品としてバスの冬タイヤ購入費用などで128万9,000円を追加計上したほか、12節委託料に11月からの町民バス増便に伴う町民バス運行業務ほか

で106万1,000円を増額計上、一番下の11目新型コロナウイルス対策事業費は、次の9ページにかけまして、年明け2月中旬から始まります確定申告相談会場におけるコロナ感染対策のため、臨時職員の雇用や待合用のプレハブ設置経費など、目の計で98万5,000円を追加計上し、項の計では1,484万1,000円の増額補正となります。

11ページに飛びます。

3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費の12節委託料に健診結果の利活用に向けた情報連携システム整備事業対応業務ほかで458万7,000円を追加計上、3目障害者福祉費の19節扶助費は、自立支援医療給付の対象者増に伴い772万円を増額計上し、項の計では、次の12ページになりますが、1,855万8,000円の増額補正となります。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費の14節工事請負費、六戸児童館の外壁劣化に伴う補修工事ほかで47万3,000円を追加計上するとともに、18節に特別保育事業補助金として264万6,000円を増額計上、3目母子福祉費の19節扶助費に、ひとり親家庭等医療費給付の年間見込額を精査の上155万5,000円を増額計上し、項の計では751万6,000円の増額補正となります。

13ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、中ほどの2目予防費の12節委託料に、新型コロナウイルスワクチンの休日接種や時間外接種加算など、ワクチン接種業務1,167万6,000円を追加計上、3目母子衛生費の19節扶助費に、乳幼児医療費給付の年間見込額を精査の上561万円を増額計上し、項の計では2,508万8,000円の増額補正となります。

15ページに飛びます。

7款商工費、1項商工費の3目観光費は、18節において、新型コロナウイルス感染症の影響によりサマーフェスティバルと秋祭りの中止に伴い、観光協会補助金を337万円減額補正いたしました。

16ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費は、2目道路橋りょう維持費に道路除雪用具委託料など主に除雪関連経費を追加計上するとともに、18節に除雪重機等確保対策事業補助金として1,203万9,000円を追加計上し、項の計では5,748万5,000円の増額補正となります。

17ページ中段になります。

9款消防費、1項消防費は、4目災害対策費の12節委託料に、地域防災計画修正業務と4月から運用している「ろくのへ防災・行政ナビ」の利便性向上のための更新業務委託料とし

て、合わせて165万円を追加計上いたしました。

下段の10款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費において、次の18ページ上段、12節委託料に旧柳町小学校グラウンド南側の樹木伐採業務ほかで48万7,000円を追加計上、3目教育指導費に新規ALTの外国人関連経費を追加計上し、項の計では151万6,000円の増額補正となります。

下段の2項小学校費は、1目学校管理費の14節工事請負費に大曲小学校バスケットゴール修繕工事ほかで100万円を追加計上、19ページ中段の4項社会教育費は、2目公民館費において、新型コロナウイルス感染症の影響により文化ホール自主事業等の中止に伴い、12節委託料を97万円減額補正いたしました。

下段の5項保健体育費は、1目保健体育総務費において、次の20ページになりますが、18節補助金で、県民駅伝競走大会や町民運動会、メイプルマラソン大会の中止により、合わせて171万8,000円を減額計上、5目海洋センター運営費は、12節委託料に海洋センター改修工事管理業務ほかで144万8,000円を追加計上するとともに、14節工事請負費は、当初予算で個別工事として計上していたものをB&G海洋センター改修工事ほかとして合算し、426万円を増額計上いたしました。

以上で議案第39号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、下田敏美君。

8番（下田敏美君）

予算書の16ページです。8款道路橋りょう維持費ですが、14節の工事請負費、それから15節の原材料費、この時期に減額するというのは何で。

議長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の補正で、13節使用料及び賃借料のところ、町道等維持補修用機械借上料を増額しております。それで今回、この増額に当たって、今後の見込みを精査して、財源をできるだけ軽減するように見込みを立てまして、工事請負費の町道穴埋め工事と維持補修工事、あと原材料費については、碎石のほうも支給がほぼ確定しておりますので、精査して減額いたしました。

以上です。

議 長（川村重光君）

8 番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

この金額、私は時期尚早だと思います。穴埋め、結構出るんじゃないですか。まだまだ9月です。むしろ、私は足りないくらいではないのかなと、。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

町道穴埋め工事については、今年3月に発注した工事で、既に工期が完了して終わっております。これは執行残額を計画したものであります。

以上です。

議 長（川村重光君）

8 番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

それじゃ、今後、補正を組まなくても維持できるという確定の下に事務計画したということですね。確認します。



議長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

現在、通年で町道維持補修工事を施工しておりますので、その中である程度の対応しておりますので、安全については施工完となっておりますので、今後の穴埋めについては大丈夫だと思っております。

以上です。

議長（川村重光君）

よろしいですか。

そのほかはございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

ここで入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩（午前10時41分）

再開（午前10時42分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第10 議案第40号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第40号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

提出議案22ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,903万円とするものであります。その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の27ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に1,046万円を減額計上し、8款町債、1項町債、1目下水道事業債には、地方公営企業法会計への移行のための事務経費が起債の対象となるため、公営企業会計適用債のほか下水道事業債を1,040万円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

28ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、マンホール蓋高さ調整等工事など維持管理経費を、項の計で154万円を増額計上いたしました。同じく2項建設事業費、1目建設費には、来年度の小松ヶ丘処理場の取壊しに向けて、小松ヶ丘処理場撤去詳細設計業務委託料を増額し、工事請負費等を減額する組替えを行い、項の計で200万円増額計上いたしました。

以上で議案第40号の説明を終わります。

議長 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第41号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第41号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

提出議案25ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入予算を調整するものであります。その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の31ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に270万円を減額計上し、7款町債、1項町債、1目下水道事業債には、地方公営企業法会計への移行のための事務経費が起債の対象となるため、公営企業会計適用債を270万円増額計上いたします。

以上で議案第41号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第42号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (館 泰之君)

議案第42号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書のほうは28ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,366万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,583万8,000円とするものであります。

それでは、内容について、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

33ページから43ページになります。

今回の補正の主な内容は、介護給付費負担金と返還金の追加計上によるものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

35ページをお開きください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金は、事務費の増額に伴い1万6,000円を増額計上、同じく2項基金繰入金、1目介護保険財政調整基金繰入金は、保険給付費等の増額及び介護給付費負担金と返還金の財源として5,365万3,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

37ページをお開き願います。

上段の1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費に、消耗品費の増額により項の計で1万5,000円を増額計上いたしました。

中段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費及び2項介護予防サービス等諸費では、介護福祉用具購入申請の増加によりまして、それぞれの項の計で57万円及び10万円を追加計上いたしました。

38ページをお開き願います。

下段の5款地域支援事業費、5項介護予防支援事業費では、居宅介護支援事業所に委託するケアプランの増により、項の計で77万3,000円を追加計上いたしました。

39ページをお開きください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、2目償還金に、令和2年度の保険給付等の確定によりまして、超過交付となっております介護給付費負担金等の返還金として、項の計で5,221万円を追加計上いたしました。

以上で議案第42号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第43号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(吉田英輔君)

議案第43号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案書30ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ27万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,565万6,000円とするものでございます。

各項の区分ごとの金額につきましては、第1表によるものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

47ページをお開き願います。

1款診療収入に、ワクチン接種の実施医療機関に支払われる接種費用を歳出予算の補正との関連におきまして27万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

49ページをお開き願います。

1款総務費では、2節給料から4節共済費までは人件費でございますが、看護師1名の退職に伴う減額のほか、新型コロナワクチン接種を平日に行った場合の時間外勤務手当と7月の議会臨時会においてご議決いただきました条例改正に伴う管理職に対する特殊勤務手当を増額計上いたしました。

10節需用費に、ボイラーが経年劣化によりオーバーホールが必要となったため、修繕料として41万8,000円を増額計上、11節役務費に、保険証の記載事項に枝番が追加されたことに伴う特定健診システムのバージョンアップ手数料として1万7,000円を増額計上、14節工事請負費に、ディープフリーザー遠隔監視警報装置設置工事の執行残に伴う不用額として2万8,000円を減額計上、17節備品購入費に、執行残に伴う不用額を減額計上したほか、新たに感染症対策のため、空気中の二酸化炭素濃度を測定し、換気方法やタイミングの目安とするCO<sub>2</sub>モニターやシュレッターの経年劣化による買換えのため、8万8,000円を増額計上いたしました。

2款医業費では、12節委託料に、執行残に伴う不用額として45万2,000円を減額計上、17節備品購入費に、買換えによる全自動血圧計と薬用冷蔵ショーケースのほか、放射線被曝限度の見直しにより、医療従事者の目の水晶体を保護するためのエックス線防護眼鏡で68万1,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第43号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）



議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をいたしました。

次に、日程第14 同意第2号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

お座りください。

起立全員であります。

よって、同意第2号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第15 同意第3号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 長（川村重光君）

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第3号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16 陳情第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

審査を付託してありました総務常任委員会委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長の報告を求めます。

5番、杉山茂夫君。

総務常任委員長（杉山茂夫君）

総務常任委員会委員長報告をいたします。

陳情第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、総務常任委員会に付託されたところであります。

当委員会では、その付託を受けて、去る9月6日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な影響を及ぼしており、地方財政は感染症対策や諸課題への対応のため、巨額の財源不足が避けられず、財源の充実が不可欠となっています。

よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、所要の対策を確実に行うよう強く要望することを求める意見書を、国へ提出するよう陳情するものであり

ます。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

議 長（川村重光君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については採択することに決定いたしました。

追加提案の準備がありますので、ここでトイレ休憩を兼ねて、暫時休憩いたします。  
11時15分までといたします。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時15分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

先ほどの陳情第2号の採択により、総務常任委員会委員長から、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを追加提案したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

提出のありました発議第3号を本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります総務常任委員会委員長より、提案理由の説明を求めます

5番、杉山茂夫君。

総務常任委員長（杉山茂夫君）

それでは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、地方財政は巨額の財源不足が避けられない厳し

い状況に直面しており、感染症対策や各種課題に対応するためには、地方税財源の充実が不可欠となっています。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上のことから、六戸町議会としても国へ強く要望するため、本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定下さるようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長（川村重光君）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については原案のとおり可決いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第5回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時21分）